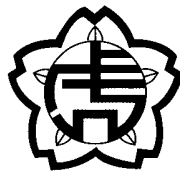


いじめ防止基本方針



長浜市立虎姫小学校

滋賀県長浜市五村88番地

CALL 0749(73)2063

FAX 0749(73)4439

長浜市立虎姫小学校いじめ防止基本方針

I. いじめの防止等についての基本的な考え

『虎小ストップ！いじめアクションプラン！』をもとに、児童の生活全般にわたり指導している。本校では、「子ども目線」に立って、児童の最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、担任・生徒指導担当・管理職で相談をしながら適切かつ迅速に指導を進めている。

II. 未然に防止するための取り組み

・なかよし宣言

4月に各学級で担任がいじめを許さないことを宣言し、学級会で「なかよし宣言」の目標を立ててどんな取組ができるか話し合い、定期的に点検する。

・児童がいじめについて学び、取り組む環境づくり・・・にこにこ集会

集会委員会の企画・運営で「なかよし宣言」の取組の発表、人権劇や人権クイズなどを内容とした全校集会を開いている。あらためて自分の行動を振り返り、相手の立場に立って考えることの大切さを実感させ、人権意識を高める。

・教育相談

校内人権週間（年2回）に、担任は学級の児童全員と個別に教育相談を実施している。

セレクト相談箱の設置：いつでもどの教師にでも、また、保護者も相談できるシステム

・生徒指導推進委員会：月に一回、気になる児童の情報交換をし、共通理解を図る。

・なかよし遊び（縦割り遊び）

6年生がリーダーとなって4色の色別ごとに縦割り遊びをすることによって、上学年が下学年を思いやり、児童自らの自発的な活動を進めることで全ての児童にとって居心地のよい学校づくりを推進する。

・道徳の授業の実践

豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性を育む。

III. 早期発見のための取り組み

・登下校時に校区を巡回し、児童への声かけや家庭訪問をする。

・課題のある児童への関わりを深め個別指導をする。

・年に2回は子どもを語る会を実施し、児童の問題や課題を全職員が共通理解できるようにする。

・日常起こる問題に、担任・加配・管理職が報告、連絡、相談体制のもと連携し対応していく。問題を整理し、その傾向や対応をまとめ、指導に生かす。

・関係機関と連携し、課題のある児童への指導とその保護者への対応をする。

・人権週間にアンケートや教育相談を実施することによっていじめを訴えやすい体制や環境を整える。

IV. 早期解決に向けた取り組み

○被害児童の指導

- ・いじめを受けた児童の立場に立って受容的に聞き取る。
- ・複数の教職員で当該児童に寄り添える体制をつくる。
- ・状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼する。

○加害児童の指導

- ・いじめを行った児童から複数の教職員で事実を聞き取る。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させとともに自らの行為の責任を自覚させる。
- ・孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じて指導計画を立てて指導する。

V. いじめがおこった際の対応

○被害保護者への連絡

発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実を伝える。

- ・聞き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供する。

○加害児童保護者への連絡

- ・事実の連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童対しても十分聞き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせる。
- ・起こった事象の教材化（被害児童・保護者の承諾）を図り、学級全体で話し合い、考え合う場を設定する。
- ・全ての児童が、お互いに尊重し、認め合う人間関係が構築できる集団づくりを進める。
- ・必要に応じ、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し理解と協力を求める。

VI. 校内組織「いじめ防止対策委員会」

構成するメンバー

校長、教頭、教務・生徒指導主任、児童支援加配、低・中・高の各学年部の代表・学年主任・教育相談担当・養教、スクールカウンセラー

いじめ事案への対応フローチャート

長浜市立虎姫小学校

